契約変更理由書

神戸市

工事名	鈴蘭台駅北地区　宅地造成工事用進入路整備工事

契約変更前の工事概要

施工延長　L=255m

・道路土工　一式　　・排水構造物工　624m　・安定処理工　1190㎡

・舗装工　2423㎡　　・道路付属施設工　一式

・構造物撤去工　一式　　・仮設工　一式

契約変更後の工事概要

施工延長　L=255m

・道路土工　一式　　・排水構造物工　614m　・安定処理工　1660㎡

・舗装工　2238㎡　　・道路付属施設工　一式

・構造物撤去工　一式　　・仮設工　一式

設計変更の理由

1. 安定処理工について、No9～EPの現場切土掘削後に原位置試験を行った結果、先行して安定処理を行ったNo3～9と同様に土質が軟弱（粘性土）であり、本工事用仮設道路供用開始後の建設機械の走行に必要な最低限の強度に届かないことが判明したため、安定処理工の範囲を追加し、増額となる。

2. 仮設工について、原位置試験を行った結果、土質が軟弱（粘性土）であり、本工事用仮設道路を整備するための土砂（表土）搬出および盛土材の運搬に伴う工事車両の走行に必要な最低限の強度に届かないことが判明したため、安定処理工（土砂運搬用）を追加し、増額となる。

3. 切土法面の法面保護工について、当初設計の種子散布では植物の初期発育までに時間を要し、降雨による法面浸食が懸念されるため、早期に法面保護効果の発現が可能かつ他工法と比較し安価な土壌流出防止シートに変更し、増額となる。

4. その他工種の変更並びに数量の増減については、現地精査による。